# 髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 丁
 目
 2
 2
 0

 等
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例

ページ

- ◎高知県税条例等の一部を改正する条例〈3・31掲示〉 規 則

# 公布された条例のあらまし

#### ◆高知県税条例等の一部を改正する条例(高知県条例第38号)

1 条例改正の目的

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税について必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 個人の県民税
- ア 個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3パーセント軽減税率の 特例を平成21年1月1日から平成25年12月31日までとすること。(高知県税条例の 一部を改正する条例(平成20年高知県条例第33号)附則第4項)
- イ 源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の3パーセント軽減税率の特例を 平成21年1月1日から平成25年12月31日までとすること。(高知県税条例の一部を 改正する条例(平成20年高知県条例第33号)附則第5項及び第8項)
- (2) 不動産取得税
- ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を新築の日から1年 (本則 6月)を経過した日とする特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延 長すること。(付則第16条第1項)
- イ 特例適用住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住 宅新築までの経過年数要件に係る特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長 すること。(付則第16条第2項)
- ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定 長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで 延長すること。(付則第17条)
- エ 住宅及び土地の取得に係る課税標準(本則 4パーセント)を3パーセントとする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。(付則第18条)
- オ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限 を平成27年3月31日まで延長すること。(付則第19条)
- カ 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる家屋を居住困難区域(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域(近く当該指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。)のうち当面の居住に適さない区域として地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第51条第4項の規定により総務大臣が指示して公示した区域をいう。以下同じ。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、当該家屋の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月(新築家屋にあっては、1年)を経過する日までの間とすること。(付則第21条第4項)

嵋

账

- キ 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる土地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地とした上、当該土地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすること。(付則第21条第5項)
- ク 警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした上、当該農用地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすること。(付則第21条第6項)
- ケ 総務大臣が平成24年4月1日以後最初に指定して公示した居住困難区域は、カからクまでの特例措置の適用については、平成23年3月11日から居住困難区域であったものとみなして、特例措置を適用すること。(附則第3項)

#### (3) 自動重取得税

- ア 地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運航の維持が困難になっているもののうち高知県地域交通協議会における協議結果に基づき策定された生活交通路線維持確保計画により知事が指定した生活交通路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること。(付則第22条)
- イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第2項及び第4項)
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
- a 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排 出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平 成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。
  - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の4分の1を超えないこと。
  - (c) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率と算でであった。)に100分の110(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車にあっては、同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成22年度

- 基準エネルギー消費効率」という。) に100分の138) を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車

- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排 出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平 成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110 を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該 当するもの
- (a) 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める 窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該 当するもの
  - (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110

を乗じて得た数値以上であること。

- ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に2分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2第3項及び第4項)
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
  - a 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
  - (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(平成27年度 基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定し ていない自動車にあっては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の 125を乗じて得た数値)以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の4分の1を超えないこと。
  - (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
  - (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車
  - a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定め る窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
  - (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
  - c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該 当するもの

- (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める 窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギーの消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該 当するもの
- (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105 を乗じて得た数値以上であること。
- エ 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車(以下「低公害車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。(付則第22条の2第4項から第8項まで)
- オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(以下「環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。(付則第22条の2の3第1項から第3項まで)
- (ア) 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
  - a 電気自動車

- b 新法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
- c プラグインハイブリッド自動車
- d 新法附則第12条の2の2第2項第4号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。) に掲げるガソリン自動車
- e 新法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車
- f 新法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車(ハイブリッド 自動車に限る。)
- (イ) 次に掲げる自動車について、取得価額から30万円を控除すること。
- a イの(ア)のガソリン自動車
- b イの(イ)のc又はdの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- (ウ) 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。
- a ウの(ア)のガソリン自動車
- b ウの(イ)のc又はdの軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)
- カ 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が路線定期運航の用に供する自動車 (以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登 録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたと きに限り、取得価額から1,000万円を控除する特例措置を講ずること。(付則第22 条の2の3第4項)
- キ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年 3 月31日までに行われたときに限り、取得価額から650万円(乗車定員が30人未満のものにあっては、200万円)を控除する特例措置を講ずること。(付則第22条の203第5項)
- ク 一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得

账

について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から100万円を控除する特例措置を講ずること。(付則第22条の2の3第6項)

- ケ 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日 ((ア)のトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び (イ)のトラックにあっては、平成26年10月31日) までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。 (付則第22条の2の3第7項)
- (ア) 車両総重量が8トンを超えるトラック(けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「制動装置保安基準」という。)に適合するもの
- (イ) 車両総重量が13トンを超えるトラック (けん引自動車に限る。) であって、 平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準 に適合するもの

## (4) 軽油引取税

- ア 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。(付則第22条の4第1項)
- (ア) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (イ) 海上保安庁その他一定の者が航路標識法(昭和24年法律第99号)の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽油の引取り
- (ウ) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又 はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
- (エ) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- (オ) 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における 焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動 力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り
- イ 次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外すること。(付則第22条の4第1項)
- (ア) 電気通信事業者が電気通信設備の電源に供する軽油の引取り
- (イ) 放送事業者が放送の用に供する施設の電源に供する軽油の引取り
- (ウ) 建設用粘土製品製造業者が建設用粘土製品の製造工程における焼成又は乾燥の用途に供する軽油の引取り
- (エ) 鉄鋼業者がペレット等の製造工程における熱処理等の用途に供する軽油の引取り
- (オ) 自動車教習所業者が自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習 のために使用する教習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずること ができる装置等を備えた機械の動力源に供する軽油の引取り
- (カ) ゴルフ場業者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する 芝生を刈り込むための装置を備えた機械等の動力源に供する軽油の引取り
- ウ 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、交付の日から3年を経過する日が平成27年3月31日以後に到来する場合には、同日とすること。(付則第22条の4第2項)

#### (5) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車 新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置 について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、次の措置を講ずること。

#### ア 環境負荷の小さい自動車

平成24年度及び平成25年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録 の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- (ア) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及びエネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110(平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車にあっては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138)を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に定める窒素酸化物の値(以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないものについて、税率のおおむね100分の50を軽減すること。(付則第23条第3項及び第5項)
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(平成27年度 基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定し ていない自動車にあっては、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の 125を乗じて得た数値)以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年 窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率のおおむ ね100分の25を軽減すること。(付則第23条第4項及び第5項)

#### イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に掲げる年度以後に税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずること。(付則第23条第1項)

- (ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31 日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して 12年を経過する日の属する年度
- (6) その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 3 施行期日等

この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、2 $\sigma$ (1)は、公布の日から施行し、同年1月1日から適用することとした。

足

-----

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

## 高知県条例第38号

#### 高知県税条例等の一部を改正する条例

条

(高知県税条例の一部改正)

第1条 高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

例

第45条の7中「規定に基づいて」を「規定により」に、「あわせて法第50条の7の規定に基づく」を「併せて法第50条の7第1項に規定する」に改める。

第160条第2項中「に定める」を「で定める」に改める。

第161条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「並びに」を「及び」に 改める。

第163条第3項中「生じる」を「生ずる」に改める。

第165条中「第4条の2又は第20条第4項」を「第4条の2第1項(同令第20条第4項において準用する場合を含む。) | に、「に定める」を「で定める」に改める。

付則第16条及び第17条中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付則第18条第1項並びに第19条第1項及び第3項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第21条第4項中「警戒区域設定指示(」を削り、「事故」を「事故(以下この項 において単に「原子力発電所の事故」という。)」に、「第15条第3項又は第20条第3 項 | を「第20条第3項又は第5項 | に改め、「内閣総理大臣又は | を削り、「)が市町 村長」を「以下この項において同じ。)が市町村長又は都道府県知事」に、「をいう。 以下この条において同じ。) が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区 域設定指示区域(警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下この条において同じ。)内 に」を「の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第3項又は第5項の規定 により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において 近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。)のうち当面の 居住に適さない区域として法附則第51条第4項の規定により総務大臣が指定して公示し た区域(以下この条において「居住困難区域」という。) 内に当該居住困難区域を指定 する旨の公示があった日において」に、「当該警戒区域設定指示が解除された」を「当 該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった」に改め、同条第5項及び第6項中 「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指 示区域内」を「居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域 内」に、「当該警戒区域設定指示が解除された」を「当該居住困難区域の指定を解除す る旨の公示があった」に改める。

付則第22条中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

付則第22条の2第2項中「第8項第1号、第2号若しくは第3号イに掲げる軽油自動車又は付則第22条の2の3第1項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「法附則第12条の2の2第2項」を「付則第22条の2の3第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車を

いい、法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。 次項第1号において同じ。)

- ア 乗用車又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。)が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で法附則第12条の2の2第2項第4号イ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物 の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第 1 号に規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2の2第2項第4号イ(3)に規定する総務省令で定めるエネルギー消費効率(第4項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物 の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を 乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法 附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第2 号において同じ。)
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ

足

恒

に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める 窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を 乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2の2第2項第5号ハ(1)に規定する総務省令で定めるもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第2号ニに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車量基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を 乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第3項中「法附則第12条の2の2第2項又は前項」を「前項又は付則第22条の2の3第4項から第7項まで」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車
  - ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号イに規定する総務省令で定めるもの
    - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
    - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物 の値の4分の1を超えないこと。
    - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物 の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号イに規定する総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める 窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
  - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
  - (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第2号ニに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を 乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第4項を次のように改める。

4 第2項(第1号アに係る部分に限る。)及び前項(第1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の

9

203第4項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア(ウ)中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の138」と、前項第1号ア(ウ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは、「前項第1号ア(ウ)に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

付則第22条の2第5項から第8項までを削る。

付則第22条の2の3第3項中「前2項」を「前各項」に、「附則第12条の2の5第3項」を「附則第12条の2の5第8項」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が 同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において 「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降 口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(法附則第12条 の2の5第4項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受 けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年 3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額か ら1,000万円を控除して得た額」とする。
- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(以下この条において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で法附則第12条の2の5第4項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。
- 5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(法附則第12条の2の5第5項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満の付則第22条の2の3第5項に規定する路線バス等にあっては、200万円)を控除して得た額」とする。
- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第5項第2号に規定する総 務省令で定めるものに適合するものであること。
- 6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が その事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってそ

の構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(法附則第12条の2の5第6項に規定する総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

- (1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 公共交通移動等円滑化基準で法附則第12条の2の5第6項第2号に規定する総務省令で定めるものに適合するものであること。
- (3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。
- 7 次に掲げるトラック (法附則第12条の2の5第7項に規定する総務省令で定めるものに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日 (第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第2号に掲げるトラックにあっては、平成26年10月31日)までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。
- (1) 車両総重量が8トンを超えるトラック(法附則第12条の2の5第7項第1号に 規定する総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。)であって、 道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものと して定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (次号において「制動装置保安基準」という。)で同項第1号に規定する総務省令 で定めるものに適合するもの
- (2) 車両総重量が13トンを超えるトラック (法附則第12条の2の5第7項第2号に 規定する総務省令で定めるけん引自動車に限る。)であって、道路運送車両法第41 条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動 装置保安基準で同号に規定する総務省令で定めるものに適合するもの

付則第22条の2の3第2項中「第二種省エネルギー自動車」を「第三種環境対応車」に改め、「(付則第22条の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に、「「取得価額から」を「、「取得価額から」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第3項とする。

- (1) 付則第22条の2第3項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。) に掲げるガソリン自動車
- (2) 付則第22条の2第3項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

付則第22条の2の3第1項中「第一種省エネルギー自動車」を「第二種環境対応車」に改め、「(付則第22条の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)」を削り、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第2項とする。

- (1) 付則第22条の2第2項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。) に掲げるガソリン自動車
- (2) 付則第22条の2第2項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に

限る。)

付則第22条の2の3に第1項として次のように加える。

次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて 新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第120条第1項の規定 の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中 「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

- (1) 電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。)
- (2) 法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の2の2第2項第3号に規定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同号に規定する総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同号に規定する総務省令で定めるものをいう。)
- (4) 法附則第12条の2の2第2項第4号(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。) に掲げるガソリン自動車
- (5) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車
- (6) 法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

付則第22条の4第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項 の表3の項を削り、同表4の項中「電気通信設備を」を「電気通信設備(電気通信事業 法(昭和59年法律第86号)第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。以下この項及 び5の項において同じ。)を」に、「用途」を「用途(通常の電力の供給が断たれた場 合その他政令附則第10条の2の2第1項の表第1号に規定する総務省令で定める場合の 用途に限る。5の項において同じ。) | に改め、同項を同表3の項とし、同表5の項を 削り、同表6の項中「附則第10条の2の2第1項」を「附則第10条の2の2第1項の表 第2号」に改め、同項を同表4の項とし、同表7の項中「及び」を「又は」に改め、同 項を同表5の項とし、同表8の項中「及び」を「又は」に、「、軌道用車両又はこれら の車両に類するもの(日本貨物鉄道株式会社にあっては、同社」を「若しくは軌道用車 両又は日本貨物鉄道株式会社」に改め、「を含む。)」を削り、同項を同表6の項と し、同表9の項中「又は林業」を「若しくは林業」に、「又は改良」を「若しくは改 良」に、「及び」を「又は」に改め、同項を同表7の項とし、同表中10の項を8の項と し、11の項を削り、12の項を9の項とし、13の項を10の項とし、14の項を削り、15の項 を11の項とし、16の項を12の項とし、17の項を13の項とし、同表18の項中「附則第10条 の2の2第6項|を「附則第10条の2の2第6項の表」に改め、同項を同表14の項と し、同表中19の項を15の項とし、20の項を16の項とし、21の項を17の項とし、22の項を 18の項とし、同表23の項中「附則第10条の2の2第6項」を「附則第10条の2の2第6 項の表」に、「空港整備法(昭和31年法律第80号)第4条第1項各号に規定する」を 「空港法(昭和31年法律第80号)第4条第1項各号に掲げる」に改め、同項を同表19の 項とし、同表24の項を同表20の項とし、同表25の項中「附則第10条の2の2第6項」を 「附則第10条の2の2第6項の表」に改め、同項を同表21の項とし、同表26の項中「附 則第10条の2の2第6項|を「附則第10条の2の2第6項の表」に改め、同項を同表22 の項とし、同表27の項中「たい肥製造業で政令附則第10条の2の2第6項」を「堆肥製 造業で政令附則第10条の2の2第6項の表」に、「たい肥の」を「堆肥の」に、「又は たい肥」を「又は堆肥」に改め、同項を同表23の項とし、同表中28の項を削り、29の項を24の項とし、30の項を削り、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付則第23条第1項中「法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車及び天然ガス自 動車」を「雷気自動車(雷気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをい う。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で 法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるものをいう。)」に、「並びにメ タノール」を「、メタノール」に、「並びにバス」を「及びガソリンを内燃機関の燃料 として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同項に規 定する総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収 する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガ スの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項に規定する総務省令で定めるも のをいう。) 並びにバス」に改め、同項第1号中「平成11年3月31日」を「平成13年3 月31日 | に改め、同項第2号中「平成13年3月31日 | を「平成15年3月31日 | に改め、 同条第3項中「に規定する」を「に掲げる」に、「平成20年4月1日から平成21年3月 31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を 「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4 月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、 同条第4項中「法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率が同号に 規定する基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「エネルギー消費 効率がエネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項の規定により定められる製 造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号に規 定する総務省令で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効 率」という。) であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定 められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、 「同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定 により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準 に定める窒素酸化物の値で同号に規定する総務省令で定めるもの」に、「平成21年4月 1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間 に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度 分」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項(法附則第12条の3第4項第4号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第6項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同項に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項中「法附則第12条の3第4項各号」とあるのは「法附則第12条の3第6項において読み替えて準用する法附則第12条の3第4項第4号」と、前項中「平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例(昭和40年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

付則第10項中「90円」を「200円」に、「270円」と、同条第2項」を「600円」と、同条第3項」に改める。

第3条 高知県税条例の一部を改正する条例(平成20年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第4項、第5項及び第8項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

#### 附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の高知県税条例の一部を改正する条例附則第4項、第5項 及び第8項の規定は、平成24年1月1日から適用する。

(総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置)

3 総務大臣がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に地方税法及び 国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の 規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第51条第4項の規定により 指定して公示した第1条の規定による改正後の高知県税条例(以下「新条例」とい う。)付則第21条第4項に規定する居住困難区域(以下この項において「居住困難区 域」という。)は、同条第4項から第6項までの規定の適用については、平成23年3月 11日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、同条第4項中「当該 居住困難区域を指定する旨の公示があった日」とあるのは「同日」と、同条第5項及び 第6項の規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該」とあるの は「平成23年3月11日において」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産 の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 第1条の規定による改正前の高知県税条例(以下「旧条例」という。)付則第21条第 4項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例 による。
- 6 旧条例付則第21条第5項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税について は、なお従前の例による。
- 7 旧条例付則第21条第6項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

8 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

9 新条例付則第22条の4第1項の規定は、施行日以後に新条例第130条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第130条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

10 新条例付則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

0:

恒

報

#### -----

# 規則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年3月31日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

## 高知県規則第39号

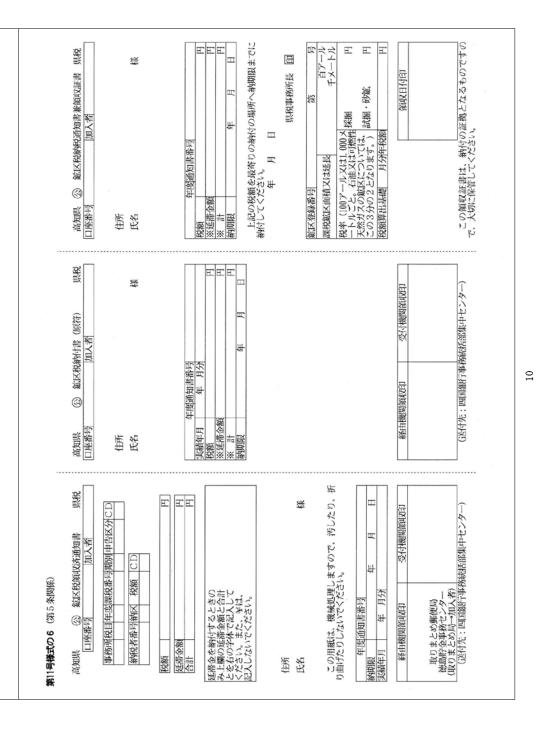
### 高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のよう に改正する。

第79条中「に規定する証明書」を「の規則で定める様式」に改める。

第79条の2中「第183条」を「第183条第1項又は第2項」に、「の鉱区税増(減)額決定通知書」を「による決定通知書」に改める。

別記第11号様式の6を次のように改める。



私

恒

#### (重面)

(裏面)	
課税の 根拠	地方税法第178条並びに高知県税条例第3条及び第156条
納ま納なたの構造にしっ合置	<ul> <li>◆ 納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、納付すべき税額に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント※)の割合を乗じて得た延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、その全額が1,000円に満たない場合は、納付を要せず、また、100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てます。※印は、「平成12年1月1日から当分の間は、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を適用すること。」を示します。</li> <li>◆ 延滞金を計算する場合、その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</li> <li>◆ 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受けます。</li> </ul>
不立び訴関教のおいる。	1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
納付の 場所	

別記第69号様式中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別記第126号様式及び別記第127号様式を次のように改める。

Ξ

(st
HH /
×
870
Į,
4
4
미
96

鉱区所在地 鉱区所在地 ・ 中度分      日本度分      日本度の証明書は、総税証明書と滞納について天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面とを兼ねるものでする。      1 日本度の証明書は、総税証明書と滞納について天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面とを兼ねるものです。      1 日本度の正明書は、総税証明書と滞納について天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面とを兼ねるものです。      1 日本度の証明書は、総税証明書と滞納について天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面とを兼ねるものです。      1 日本度の正明書は、総税証明書と滞納について天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面とを兼ねるものです。      1 日本度の正明書によるものであることを証する書面とを兼ねるものでする。      1 日本度の正明書を推定さる。      1 日本度の正明書による。      日本度の正明書による。      日本度の正明書による。      日本度の正明書による。      1 日本度の正常を確認される。      1 日本度の正常を表記される。      1 日本度の正常を表記される。      1 日本度の正常を表記される。      1 日本度の正常を表記される。      1 日本度の正常を表記される。      1 日本度の正常を表記される。      1 日本度の正常を表記される。 <td rows<="" th=""><th></th><th></th><th>鉱区税</th><th>鉱区税納稅証明書</th><th></th><th></th><th></th></td>	<th></th> <th></th> <th>鉱区税</th> <th>鉱区税納稅証明書</th> <th></th> <th></th> <th></th>			鉱区税	鉱区税納稅証明書			
第 第 3 2 3 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	,		鉱業権者	: (鉱業代理人)	住所 (所在地) 氏名 (名称) 登録番号	緱	中	
記 記	鉱区所在地			種別		面積又は延長		
の前明 上記の 1 2 す	税額			帯約の事由				
上記の 2 す す	この証明書の	の有効期限				ш		
2 2	( 第 上記のとま	おり相違なは年	号) いことを証明します。 日					
1 2 \$	-					県		
	1 2 4	の証明書は、の証明書は、	、他人に貸与し、又は譲渡してはなりませ、納税証明書と滞納について天災その他や	ん oむを得ない事由	によるものである	ることを証する。	<b>皆面とを兼ねるもので</b>	

第127号様式 (第79条の2関係)

第 号 年 月 日

住所(所在地) 氏名(名称)

様

県税事務所長 印

# 鉱区税 增額 決定通知書

年 月 日付けで納税通知書によりお知らせしました税額を下記のとおり増額(滅額)しましたので、通知します。納付すべき金額を別添納税通知書により納付してください。

納税通知書番号	第	号 年度	現年度		年度	過年度
期別	ch this Philip	鉱区	種別			
秋1万リ	定期 • 随時		登録番号		第	号
区分	今回決定額	既決定額		増減額		
鉱区面積又は延長	百アール 千メートル		百アール 千メートル			
税率	円	円				
税額算出基礎	月分			月分		
税額	円			円		Н
増額又は減額の 理由						
備考						

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政 不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。 たお、審本誌中書(正副23回)は、たるペイツ県和事政所を終わして提出するとうにしてくだ
- なお、審査請求書(正副 2 通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。)提起することができます。ただ し、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分 の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。